

令和3年 第3回八頭町議会臨時会 提案理由

報告第1号

債権の放棄について（簡易水道料金）

簡易水道料金につきましては、債務者が破産、死亡、または所在不明、競売等により、徴収困難となりました簡易水道料金、74万1千295円を、「八頭町簡易水道事業給水条例」第30条第1項の規定により、債権を放棄いたしました。

報告第2号

債権の放棄について（公共下水道使用料）

公共下水道使用料につきましては、債務者が執行停止後3年継続し、債務の消滅したもので、徴収困難となりました公共下水道料金、143万3千741円を、「八頭町債権管理条例」第12条の規定により、債権を放棄いたしました。

議案第58号

専決処分の承認を求ることについて (八頭町税条例等の一部改正)

令和3年3月31日をもちまして、地方税法の一部を改正する法律が公布されました。今回の主な改正を申し上げますと、「固定資産税」においては、令和3年度の評価替えにより課税標準額が上昇する場合においても、前年の課税標準額に据え置くこととされ、また、令和4年度及び令和5年度の評価替え年度以外の据置年においても、下落が見られる資産については下落修正を行うこととされました。また、浸水被害対策のために整備される雨水貯留施設について、課税標準の特例措置が創設されました。

「軽自動車税」においては、令和3年3月末までとされていた環境性能割の臨時の軽減措置が、9か月延長され、令和3年12月末までとされ、「個人住民税」においては、住宅ローン控除が延長されたこと等であります。

これらの改正に合わせまして、この度、八頭町税条例の所要の改正を行ったものです。

議案第59号

専決処分の承認を求ることについて (八頭町固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

地方税法第436条の規定に基づき、固定資産の価格に関する不服の審査の手続等を規定している「八頭町固定資産評価審査委員会条例」について、納税者等の負担軽減を図るため、審査申出書等の書面への押印及び署名を不要とするため、所要の改正を行ったものであります。

議案第60号

監査委員の選任につき同意を求めるについて

監査委員として、丸山長智（まるやまみちのり）さんを選任させていただきたいと考えております。

地方自治法第196条第1項の規定により、本議会の同意を求めるものであります。

議案第61号

教育委員会委員の任命につき同意を求めるについて

教育委員会委員として、谷口隆司（たにぐちたかし）さんを任命させていただきたいと考えております。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、本議会の同意を求めるものであります。

議案第62号

令和3年度八頭町一般会計補正予算（第1号）

今回の補正は、歳入歳出それぞれ9,710万8千円を追加しようとするものです。

歳入では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、7,550万円余、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金、1,710万円余、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金、386万円、町債、60万円を計上しております。

歳出では、総務費で集落公民館等修繕補助金に2,170万円余の増額、新型コロナウイルス感染症対策事業として6,250万円余を計上しております。民生費では、低所得子育て世帯生活支援特別給付金事業として1,714万円余を計上しております。衛生費では新型コロナウイルスワクチン接種事業（賃借料）として386万円を増額しております。農林水産費では、地域おこし協力隊等事業として823万円余、「道の駅はっとう」エアコン修繕費、61万円余を追加し、予備費で調整しています。

令和3年 第3回八頭町議会臨時会 提案理由

議案第63号

監査委員の選任につき同意を求めることについて

八頭町議會議員から選任する監査委員として、中村美鈴（なかむらみすず）議員を選任させていただきたいと考えております。

地方自治法第196条第1項の規定により、本議会の同意を求めるものであります。